

県木住の家づくり

県木住

輸入木材は天然無垢材にはなり得ません・・・輸入木材は薬剤処理が不可欠なのです

■日本の木造住宅の8割は輸入木材で造られています。これはとつても不自然なことなのです。日本は国土面積に対する森林面積の割合は67%、世界第3位です。森の国に思えるカナダは39%しかありません。しかし、日本の住宅用の木の8割は輸入木材です。大量買付けにより安価に輸入しています。外国材の大半は北欧やカナダの原生林の大径木によるものです。住宅用として狂いねじれが少ないのは米ヒバ・米マツですが、近年輸入量の多いホワイトウッドは、とても湿気に弱く腐りやすい木材です。※(県産・国産木材を使う)参照 そのため、扱いを楽にして輸送コストを下げるため防カビ・防腐処理が行われて輸入されます。

■輸入材が建築材になるまで



| | | | | | | |
|---------------|-------------------------|---------------------|---------|--------------------|-------|------------------|
| 諸外国で大量伐採 (生木) | 生木に防腐防カビ剤を添加輸出 (薬品添加木材) | 約1~3ヶ月間の航海伐採からは約6ヶ月 | 未乾燥で日本へ | 税関の検査等で国内の港に約1ヶ月保管 | 材木市場へ | 製材後、または乾燥時にも薬品添加 |
|---------------|-------------------------|---------------------|---------|--------------------|-------|------------------|

丸太で輸入される場合、日射と雨風にさらしっぱなしの長い船旅の間、生木を腐食やカビから守るために薬剤を使うのは不可欠です。更に丸太に関しては防虫処理が義務付けされています。無添加安全木材とは一切の薬剤を使わない木のことで、コスト優先の輸入木材は輸送時点で薬品添加木材になってしまいます。その後陸揚げされて、製材後に再度薬品を注入します。また乾式という乾燥材への薬品注入もあります。それらの木材で集成材に加工されないモノは薬漬けでも『無垢材』として流通されています。また、製材してから輸入される場合、防虫処理は義務付けられていませんが、これもコスト優先でコンテナに隙間なく詰められて蒸し蒸しの状態で輸入されることと、長期在庫を可能にする関係上、防カビ・防腐処理は不可欠です。完成間近にはクロス貼りで、その存在がほと

んど見えなくなります。コスト低減目的の輸入材ですが、それはどうしても薬品が浸透した建築木材になってしまいます。

■青森県産材が県木住の家になるまで



樹齢50年 乾燥後の変形を
前後の材を 加味して大きめ
計画伐採 製材
(生木) (無添加のまま)



人工乾燥
(無添加のま
ま)



乾燥後の変
形を修正(無
添加のまま)



養生
(無添加のま
ま)



無添加のまま県木
住の家へ

『県木住の家』は全て国産材、しかも、殆んどが県産材を使用します。管理にとっても気を使いますが、伐採から完成まで薬剤処理を一切行わない、安全な100%無添加木材を使用した家になります。伐採後に製材し人工乾燥された木材は、木の長所を活かしたまま充分に水分が抜けていますから、後々の狂いも少ない建築材になります。様々な薬剤処理や間違った塗装処理を行って無垢材の良さを失ってしまっている材料でも平気で『無垢材』と伝えている建築屋さんもありますが、私たち県木住は、住む方々に健康被害を与える可能性がある不必要な処理をした木材は『無垢材』と言いません。100%無添加の木材のみを『無垢材』と言っています。

[前のページ](#)

[ページ先頭](#)

[ホーム](#)

木材保存剤

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

木材保存剤 (もくざいほぞんざい wood preservative) は、人間にとって有害なシロアリや木材腐朽菌から木造住宅を守るために使用される薬剤。一般には防腐・防蟻の効果を持つものを指し、単独の効果を持つものを防腐剤、防蟻剤 (insecticide for termite control) とも言う。

目次

- 1 有効成分による分類
- 2 木材保存剤の問題
- 3 関連項目
- 4 参考文献
- 5 外部リンク

有効成分による分類

- クレオソート油 (A) 木材保存剤
- クロム・銅・ヒ素 (CCA) 系木材保存剤
- 第四級アンモニウム化合物 (AAC) 系木材保存剤
- 銅・第四級アンモニウム化合物 (ACQ) 系木材保存剤
- 銅・アゾール化合物 (CUAZ) 系木材保存剤
- ホウ素・第四級アンモニウム化合物 (BAAC) 系木材保存剤
- 第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物 (SAAC) 系木材保存剤
- アゾール・第四級アンモニウム・非エステルピレスロイド化合物 (AZAAC) 系木材保存剤
- 脂肪酸金属塩 (NCU-E, NZN-E, VZN-E) 系木材保存剤
- ナフテン酸金属塩 (NCU-O, NZN-O) 系木材保存剤
- アゾール・ネオニコチノイド化合物 (AZN) 系木材保存剤

木材保存剤の問題

過去の木材保存剤の中には発癌性物質や重金属を含むものが有る。これを含む大量の建築廃木材が重篤な環境汚染を引き起こすことが懸念されている。しかし、現在使用されている薬剤のほとんどは普通物が用いられている。

関連項目

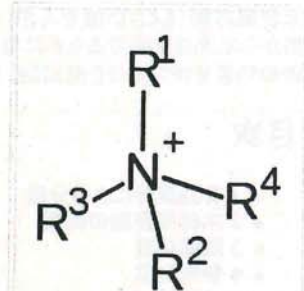
- 殺虫剤の一覧
- 殺虫剤
- 化学的防除
- 防除
- クロム銅ヒ素系木材保存剤
- シロアリ
- 殺菌剤 (農薬その他)
- 防腐剤
- 木材腐朽菌

参考文献

第四級アンモニウムカチオン

出典: フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

第四級アンモニウムカチオン (だいにんきゆうアンモニウムカチオン、英: quaternary ammonium cation) は分子式 NR_4^+ と表される正電荷を持った多原子イオンである。R はアルキル基かアリール基を指す^[1]。アンモニウムイオン NH_4^+ や第一級・第二級・第三級アンモニウムカチオンとは違い、第四級アンモニウムカチオンは常に帯電していて、溶液のpHに左右されない。第四級アンモニウム塩や第四級アンモニウム化合物は第四級アンモニウムカチオンとほかのアニオンとの塩である。



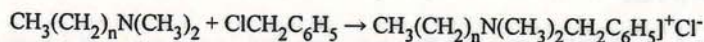
第四級アンモニウムカチオンの一般構造式

目次

- 1 合成
- 2 応用
 - 2.1 抗菌剤として
 - 2.2 相間移動触媒として
 - 2.3 浸透圧調節物質
- 3 健康への影響
- 4 出典
- 5 外部リンク

合成

第四級アンモニウム化合物は第三級アミンのアルキル化で合成され、このプロセスは第四級化 (英: quaternization) と呼ばれる^[2]。典型的な合成では、1つだけ長いアルキル基を持ったアミンが用いられる^[3]。たとえば塩化ベンザルコニウムは、長鎖アルキルメチルアミンと塩化ベンジルから合成される。



応用

第四級アンモニウム塩は消毒薬、界面活性剤、柔軟剤、シャンプーなどの帯電防止剤に使われる。液体中の柔軟剤では塩化物がよく使われる。衣類乾燥機には硫化物がよくつかわれる。殺精子ゼリーにも第四級アンモニウム塩が含まれている。

抗菌剤として

第四級アンモニウム塩は抗菌性も持つ^[4]。ある第四級アンモニウム化合物、特に長鎖アルキル基が含んでいるものは、抗菌剤や消毒薬に使われる。たとえば塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、塩化メチルベンゼトニウム、塩化セチルピリジニウム、セトリモニウム、塩化ドファニウム、臭化テトラエチルアンモニウム、塩化ジデシルジメチルアンモニウム、臭化ドミフェンなどがある。真菌、アメーバ、エンベロープを持つウイルスに対しても^[5]、細胞膜を破壊することにより作用する。他にも様々な生物を破壊するが、芽胞、結核菌、非エンベロープのウイルス、シュドモナス属などは例外である。



改正建築基準法！！ホルムアルデヒド規制開始。
 平成15年7月より、改正建築基準法が施行されます。
 これにより、室内の塗装工事に使用する材料が厳しく制限されることになりました。
 違反者には懲役1年以下または50万円以下の罰金!!

国土交通省は、シックハウス症候群対策として、「建築基準法等の一部改定案」を平成14年7月5日に法案で成立させ、平成15年7月より施行することになりました。

1.国土交通省(建築基準法の改正)

| | |
|-------------------|--|
| 1. 規制対象とする科学物質 | ホルムアルデヒド及びクロルピリホスとする。 |
| 2. クロルピリホスに関する規制 | 居室を有する建築物には、クロルピリホスを発散する恐れのある建材を使用禁止。 |
| 3. ホルムアルデヒドに関する規制 | <ul style="list-style-type: none"> ●建築物の気密性の区分、居室の種類、換気設備の区分及び建材の等級に応じて、内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発散する建材の面積制限を行う。 ●ホルムアルデヒドを発散する建材を使用しない場合でも家具から発散があるため、在来木造住宅等のうち気密性の低いものを除き、全ての建築物に常時換気ができる構造の換気設備の設置を義務づける。 ●上記の換気設備を設置した場合には、天井裏等の下地材については、ホルムアルデヒドの発散の少ない等級建材とするか、換気設備を天井裏等も換気できる構造とする。 |

クロルピリホスは主に防蟻剤に使用されており、ホルムアルデヒドは建築建材に広く使用されているVOC(揮発性有機化合物)です。ホルムアルデヒドは特に揮発性が高く、厚生労働省「室内濃度指針値」リストアップに記載されているとおり、シックハウス症候群の主要原因物質と考えられています。

2. 塗料に関する規制

建築基準法の改正に伴い居室に使用できる現場塗装用塗料が対象となり制限が加えられました。
 居室に使用できる塗料の条件は

1. これまでに制定されている製品JIS規格の中で、居室用に使用されている品目にホルムアルデヒド規制の項目を加え、この規格に合格するもの。
2. 近年一般的に居室に使用されている品種2品種に対し新たにJISを制定し、ホルムアルデヒド規制の項目を含み、規格に合格する製品。
3. 国土交通省大臣認定を受けた塗料製品。

以上が居室用塗料として使用可能になっています。

3. 規制の対象範囲

●居室が対象です。居室とは「住居、執務、作業、集会、娯楽、その他これらに類する目的のため継続的に使用する室をいう」となっており、居間、寝室、事務室、会議室、店舗の売り場、レストランの厨房、応接室、書斎、劇場、体育館、食堂、学校の教室・職員室・当直室、工場の作業場、病院の待合室・病室、観客室などほぼすべての建造物が該当します。

●居室でない場合は規制対象外です。住宅の玄関・廊下・階段室・トイレ・手洗所・浴室・倉庫・物置・納戸等は該当しません。居室と相互に通気確保される廊下などは居室として取り扱われます。

●居室内部においても「面的な部分であり、柱等の軸材や回り縁、窓台、巾木、手すり等の造作部分、建具枠、間柱、胴縁、部分的に用いる塗料、接着剤等を除く」となっています。但し、面積が1/10以上になる場合は面的な部分とみなして規制の対象となります。

●現場塗装に使用される塗料が対象であり、工場塗装用塗料は対象外です。

4. 等級分類

建築関係に使用される各種塗料のホルムアルデヒド放散速度(放散量)に応じて、規制対象外から使用禁止まで4段階に区分して、使用面積制限を設定しています。(建築物の構造・換気等の前提条件にて使用可能面積は異なります。)

5. 等級区分と表示

| 等級区分 | 法規制対象外 | 3種 | 2種 | 1種 |
|-----------------------------------|---------|----------------|---------------|--------|
| 表示方法 | F☆☆☆☆ | F☆☆☆ | F☆☆ | 記号なし |
| ホルムアルデヒド放散速度(μg/m ³ h) | 5以下 | 5~20 | 20~120 | 120以上 |
| ホルムアルデヒド放散量(mg/l) | 0.12以下 | 0.12~0.35 | 0.35~1.80 | 1.80以上 |
| 使用制限 | 無制限に使用可 | 床面積の2倍の面積まで使用可 | 床面積の0.3倍まで使用可 | 使用禁止 |

※放散速度は小型チャンバー法、放散量はデジケータ法で測定する。

※単位について 放散速度: μg/m³・h 1時間に1m³より放散される物質の重量

さ(μg=100万分の1g)

放散量: mg/l 1リットルの水に溶解した物質の重量

(mg=1,000分の1g)

6. 推奨塗料

難しい数値だなんだかんだ考えているよりも、とりあえずこれを使用していればおとがめなしです。

| | |
|------|---|
| 室内壁面 | エコデラII(つや消し) エコクリーニングロス(艶あり) エコカチオンシーラー など |
| 鉄部 | アクアマックス(水性錆止め) パワーホルスF4(油性OP) アクアレタン(水性) |

| | |
|---|-------------|
|  キャッチャー剤:「ケムキャッチ:(大塚化学)」の紹介 | カタログ |
|---|-------------|

建築基準法改正に伴い、今ホルムアルデヒドキャッチャー剤の必要性がさげばれています。キャッチャー剤と類の物質は、大きく分類して、空隙、水分などの一時捕捉の〈物理的吸着剤〉と、化学反応で別の物質に変えてしまう〈化学吸着剤〉などがあります。

以前は〈活性炭〉、〈尿素〉などの総合消臭剤による物理的吸着剤が主流でした。ただ、尿素は保湿性で物理的吸着の性質をしめし、そのきわめてゆるい反応で化学吸着の性質もっています。それゆえ、アセトアルデヒドなどの反応がおだやかな物質は尿素とは反応しにくい性質もっています。

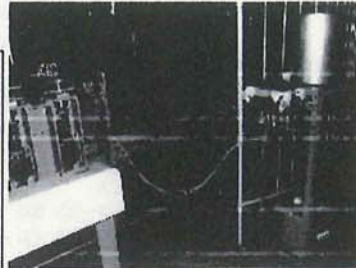
▼ **ケムキャッチ** (H-6000HS)

数年前より、化学反応により、ホルムアルデヒドを分解してしまうというキャッチャー剤が登場してきました。分解のメカニズムは反応により別の物質にかえてしまうということで、最大の特長は捕捉したホルムアルデヒドを再リリースさせないことです。また反応力が強力なため、短期時間に捕捉するメリットがあります。

現在、化学反応を利用したアルデヒド用消臭剤として市場の多く出回っているのは大塚化学(株)の「ケムキャッチ」である。

■「ケムキャッチ(H-6000HS)」の性状と使用方法

代表的グレードであるH-6000HSは白色粉体で、水に常温では8%程度溶けます。加温すれば12%程度とけます。融点は180度ですが強酸・強アルカリには分解いたします。ケムキャッチは常温で反応するため、接触回数、面積が多いほど効果的です。したがって、水溶性を利用し、塗布およびスプレーなどでコートするほうがより効果的ですが、塗料などのように直接混入する場合があります。



*リーフレット1:リーフレット2参照

*ケムキャッチ:<http://chemical.otsukac.co.jp/products/chemi/10.html>

ケムキャッチのメカニズムは化学反応を利用してアルデヒド(ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド)を捕捉することに特化しており、材料からでてくるアルデヒドの低減のみならず、すでに発生しているアルデヒドを捕捉する機能薬剤としていろいろな分野に利用されています。

| 分野 | 備考 | 【カタログINDEX】 |
|------|--------------------------|-------------|
| 木質建材 | 水溶性にて使用((株)オーシカ:ディアムツシュ) | カタログ表紙 |
| 天井材 | ロックウールなどの表面塗料に混入 | 消臭性能 |
| 壁紙 | 既存ホルムアルデヒドを捕捉する機能壁紙 | ケムキャッチの特長 |
| 塗料 | ホルム捕捉の機能塗料から塗料の放散抑制 | 性状とグレード |



[トップページ](#)

[取扱商品のご紹介](#)

[会社案内](#)

[お問い合わせ](#)

[採用情報](#)

[トップページ](#) > [取扱商品のご案内](#) > [接着剤のご案内](#) > [木材処理剤](#)

[接着剤のご案内](#)

| [工業用接着剤](#) | [建築現場施工用接着剤](#) | [木材処理剤](#) | [工業用充填補修剤](#) | [住環境改善商品](#) |
[接着システム関連商品](#) |
[セレクトィ](#) | [接着剤品名別特長](#) |

木材処理剤

●木材処理剤、塗付剤

●防虫・防蟻・防腐・防かび

木材処理剤、塗付剤

| 用途 | 品番 | 樹脂系 | 特長 |
|---------------------|---|------------|------------------------------------|
| 耐水性塗料 | ディアノール D-29C | 溶剤型フェノール樹脂 | 高耐水性、船舶塗料 |
| | ディアコート 100 | パラフィン系 | 建築現場での汚れ防止 |
| 木材防汚撥水塗料 | ディアコート 201 | アクリル樹脂系 | JAJA F☆☆☆☆ 塗付後接着可能 |
| | ディアコート 300 | アクリル樹脂系 | JAJA F☆☆☆☆ ホルムアルデヒド キャッチャー効果 |
| ホルムアルデヒドキャッチャー 剤 | ディアマッシュ FC-5, FC-5EX, FC-7, FC- 7EX | - | 反応型キャッチャー剤 持続性 |
| 木材漂白剤 | カラーミン 500 | (酸素系) | 木材表面の漂白 |
| | カラーミン 400 | (塩素系) | 木材表面のカビ除去 |

[▲ TOP](#)

防虫・防蟻・防腐・防かび

| 用途 | 品番 | 分類 | 剤型 | 特長 |
|--------|------------|----|--------------|--------------------------|
| 防腐防蟻 | ブライCTF | 劇 | 油剤 | 木保協認定品 |
| | ランパートGIP | 普 | 油剤 | |
| 合板混入 | ブライPL2100 | 普 | 油剤 | 木保協認定品 |
| | ブライBF | 劇 | 油剤 | |
| 防虫 | ネオランパートMC | 普 | マイクロ カプセル | 木保協認定品 |
| 防虫 | ウッディEW-B | 劇 | 乳剤 | ビレスロイド系 |
| | ウッディEW-IMS | 劇 | 乳剤 | クロルニコテル系 |
| 木材表面塗付 | ウッディEW-BFC | 劇 | 乳剤 | ディアマッシュFC-5混入用 |
| | ウッディEW-IB | 劇 | 乳剤 | |
| 防腐防虫防蟻 | ホートキシIP-1 | 普 | 油剤 | 有機ヨード系 |
| 防腐 | トップエース油剤P | 普 | 油剤 | 白対協認定品、ビレスロイド様(非リン 剤) |
| | トップエース油剤 | 普 | 油剤 | |
| | メトロフェン油剤 | 普 | 油剤 | |
| | トラッカーOL | 普 | 油剤 | ビレスロイド系 |

2006/11/29

木酢液・竹酢液の規格

木竹酢液認証協議会

1. 適用の範囲

この規格は農業用資材(消臭剤・動物用忌避剤を含む)に供する木酢液・竹酢液について規定する。

2. 用語の定義

(1) 粗木酢液・竹酢液

炭化炉(土窯・レンガ窯など)あるいは乾留炉により、木材・竹材を炭化する時に生じる排煙を冷却・凝縮させた液体。

(2) 木酢液・竹酢液

粗木酢液・竹酢液を90日以上静置し、上層の軽質油、下層の沈降タールを除いた中層の液体。

(3) 蒸留

液体の混合物を加熱し、沸点の差を利用して分離、濃縮する操作。

(4) 蒸留木酢液・竹酢液

粗木酢液・竹酢液又は木酢液・竹酢液を蒸留したもの。

3. 種類

木酢液・竹酢液と蒸留木酢液・竹酢液とする。

4. 原材料

原材料を下記の(1)～(4)の4種類に区分する。

(1) 広葉樹(ナラ、クヌギ、ブナ、カシ、シイなど)

(2) 針葉樹(スギ、ヒノキ、マツ、ツガなど)

(3) タケ類(タケ、ササ類)

(4) その他(オガ粉、樹皮、オガライト及び上記原材料の混合物)

但し、上記原材料には原材料以外の異物を含まないものとする。

(5) 除外する原材料

① 住宅・家具などの廃材

② 殺虫消毒された木材(剪定枝、輸入木材、松くい虫の被害木など)

③ 防腐処理された木材(枕木、杭木、電柱など)

5. 品質

木酢液・竹酢液及び蒸留木酢液・竹酢液は「8の試験方法」に則り下記の項目を試験し、付表1に示す内容に適合するものとする。

- (1) pH
- (2) 比重
- (3) 酸度 (%)
- (4) 色調・透明度

6. 製造方法

(1) 製造装置

粗木酢液・竹酢液の製造装置は炭化炉(土窯・レンガ窯など)あるいは乾留炉とする。排煙口の温度 80℃以上 150℃未満で得られた排煙を冷却する(但し、蒸留木酢液・竹酢液はその限りではない)。排煙を冷却、凝縮する採取装置、貯留、ろ過等の処理装置はステンレス(SUS304以上の耐酸性を有するもの)、ガラス、ほうろう引き等の処理を施された素材、木材など耐酸性の材料を用いたものを使用する。

(2) 精製

粗木酢液・竹酢液を90日以上静置した後、上層の軽質油を除去、さらに中層部分を下層の沈降タールから分液する。ほかに蒸留による精製、各種ろ材を用いたろ過による精製を含む。

(3) 蒸留

常圧蒸留、または減圧蒸留による。

(4) 貯蔵

耐酸性、遮光性のある容器で、冷暗所に貯蔵するのが望ましい。

7. 試料の採取方法

試料の採取方法は次による。

(1) ロット

1ロットとは、同一の製造条件で製造したものを同一場所で同時に混合して作られた、同一品質とみなすことができる製品の集まりをいう。

(2) 試料の採取

各ロットごとに試料を採取し、これを試験に供する。採取量は10とする。

8. 試験方法

(1) pH

JIS Z 8802、あるいはペーハー試験紙により測定する。

(2) 比重

標準比重計を用い、液温 15℃～25℃において測定する。

(3) 酸度 (%)

木酢液・竹酢液の酸性を酢酸によるものと仮定して計算する。木酢液・竹酢液 1ml の 100 倍液にフェノールフタレン液数滴を加え、2%NaOH または 0.1 規定 NaOH 液を徐々に加えて中和点を求める。

(4) 色調・透明度

色調、濁りを裸眼で判定する。

9. 容器

耐酸性容器を用いる。

10. 表示

木酢液・竹酢液の容器等には下記の事項を表示する。

(1) 木酢液・竹酢液の種類

(2) 原材料

(3) 炭化炉の種類

(4) 商品名

(5) 内容量

リットル (l)、ミリリットル (ml)

(6) 製造年月

((1) の木酢液・竹酢液を製造した年月とする。)

(7) pH、比重、酸度 (%)

(8) 製造者または販売者の氏名及び住所

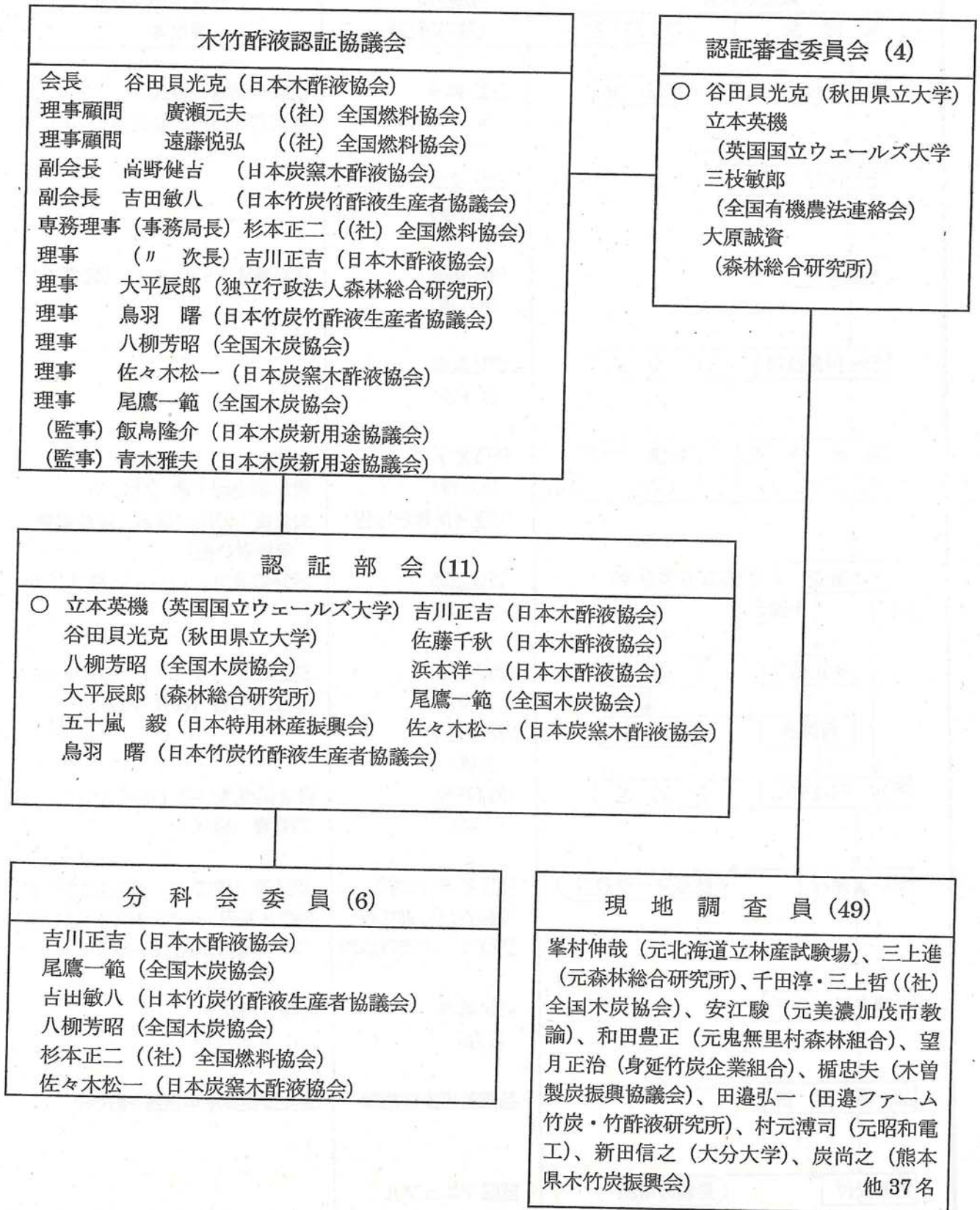
付表 1 品質に係わる試験項目及び適合範囲

| | 木酢液・竹酢液 | 蒸留木酢液・竹酢液 |
|--------|--------------------------|--------------------------|
| pH | 1.5 ~ 3.7 | |
| 比重 | 1.005 以上 | 1.001 以上 |
| 酸度 | 2 ~ 12 (%) | |
| 色調・透明度 | 黄色～淡赤褐色～赤褐色 透明（浮遊物なし） | 無色～淡黄色～淡赤褐色 透明（浮遊物なし） |

木竹酢液認証協議会「木酢液・竹酢液の規格」 認証制度フローシート

| 認証の手順 | | 規程類 (該当項目) | 作成書類 (様式) 費用等 |
|------------------|---------------|-------------------------------------|---|
| 協議会 | 申請者 | | |
| 申請受付 | 認証申請 | 認証基準 (4.1、4.2 項) | 認証申請書 (様式 2) 申請料 1 万円、審査料 1 万円 |
| 書類確認 | 修正 | 認証基準 (4.2 項) | |
| 文書審査 | | 認証基準 (4.5 項) | 認証審査チェックシート (様式 4-1) |
| 現地調査通知 | 同意 | 認証基準 (4.4 項) | |
| 現地調査 (サンプリング) | 設備・工程 (製品) | 認証基準 (4.6 項) 認証費用管理規程 | 点検シート (様式 1) 現地調査報告書 (様式 5) 調査費 1 万円/日当、旅費実費 (申請者負担) |
| 本審査 (認証審査委員会) | | 認証基準 (4.7 項) | 認証審査チェックシート (様式 4-1) |
| 適合 | | | |
| 不適合 | 是正通知 | 認証基準 (5 項) | 是正処置チェックシート (様式 4-2) |
| | 是正 | | |
| | 報告書 | 認証基準 (5 項) | 是正通知書 (様式 6-1) |
| | 再評価 | | |
| | 通知・同意確認 | 認証基準 (6 項) | 審査結果通知書 (様式 6-2) 同意書 (様式 7) |
| | 同意 | | |
| 認証書発行 | 認証マーク表示 | 認証基準 (6 項) 認証費用管理規程 認証マーク管理規程 | 認証書 (様式 8)、有効期間 5 年 版権 3 万円、ラベル代 2 円/1 枚 マーク使用料 0.5 円/ℓ |
| 名簿登録・公表 | | 認証基準 (7 項) | 台帳 (様式 9) |
| 品質監視 | | 品質監視実施規程 | 品質監視実施申請書 (様式 3) |
| 更新受付 | 更新の申請 | 認証マニュアル (11 項) 認証費用管理規程 | 申請料 1 万円、審査料 1 万円 |

木竹酢液認証システム体制図



認証審査委員会で認証された認証業者及び製品区分

認証業者：総計 80 名 製品区分：総計 101 件

木竹酢液認証協議会

第 1 回 (H17 年 6 月 20 日)、第 2 回 (9 月 21 日)、第 3 回 (12 月 21 日) 認証審査委員会

で認証された認証業者及び製品区分

認証業者：51 名 製品区分：63 件

| No | 認証業者名 | 認証番号 () 内は認証された製品区分 | 所在地 |
|----|-----------------|---------------------------|------|
| 1 | (有) 谷地林業 | 05001 (木酢液) | 岩手県 |
| 2 | 尾鷹林業 (株) | 05002 (木酢液) 05003 (蒸留木酢液) | 熊本県 |
| 3 | (有) 福富産業 | 05004 (竹酢液) 05005 (蒸留竹酢液) | 福岡県 |
| 4 | 身延竹炭企業組合 | 05006 (竹酢液) 05026 (蒸留竹酢液) | 山梨県 |
| 5 | 北部産業 (株) | 05007 (木酢液) 05008 (蒸留木酢液) | 岩手県 |
| 6 | ㈱グローバル伸和製薬 ※ | 05009 (木酢液) | 岩手県 |
| 7 | (株) チャコ | 05010 (木酢液) 05011 (蒸留木酢液) | 岩手県 |
| 8 | 協同組合チャコール・コア軽 ※ | 05012 (木酢液) 05013 (蒸留木酢液) | 岩手県 |
| 9 | 農研テクノ (株) | 05014 (木酢液) 05015 (蒸留木酢液) | 東京都 |
| 10 | (有) 東海マシン工業 | 05016 (蒸留竹酢液) | 岐阜県 |
| 11 | (株) 西塚商店 | 05017 (木酢液) 05018 (蒸留木酢液) | 岩手県 |
| 12 | 岩手炭商 | 05019 (木酢液) | 岩手県 |
| 13 | 森林テクノセンター | 05020 (木酢液) | 香川県 |
| 14 | 橘 建美 | 05021 (蒸留木酢液) | 秋田県 |
| 15 | 日の丸竹工(有) | 05022 (竹酢液) | 鹿児島県 |
| 16 | 北秋田市木酢生産組合 ※ | 05023 (木酢液) | 秋田県 |
| 17 | ホートク物産㈱ | 05024 (木酢液) 05025 (蒸留木酢液) | 福島県 |
| 18 | 大子町森林組合 | 05027 (木酢液) | 茨城県 |
| 19 | 山本惣五郎 | 05028 (竹酢液) | 千葉県 |
| 20 | 笹倉竹炭竹馬の友 | 05029 (竹酢液) | 兵庫県 |
| 21 | 自然素材工房 備木樹 | 05030 (木酢液) | 滋賀県 |
| 22 | 早瀬野木炭生産組合 | 05031 (木酢液) | 青森県 |

※ 生産又は販売を中止した認証業者

| | | | | |
|----|------------------|---------------|---------------|------|
| 23 | 笹川流れ すみれ工房 | 05032 (竹酢液) | | 新潟県 |
| 24 | 山井薪炭 | 05033 (木酢液) | | 岩手県 |
| 25 | 鈴木農林 | 05034 (木酢液) | | 岩手県 |
| 26 | 長内産業 ※ | 05035 (木酢液) | | 岩手県 |
| 27 | 小浜竹炭生産組合 | 05036 (竹酢液) | 05037 (蒸留竹酢液) | 福井県 |
| 28 | 藤田吉男 | 05038 (竹酢液) | | 福井県 |
| 29 | 山田光雄 | 05039 (竹酢液) | | 福井県 |
| 30 | 筋生野竹炭生産組合 | 05040 (竹酢液) | | 福井県 |
| 31 | 越前竹炭生産組合 | 05041 (竹酢液) | | 福井県 |
| 32 | 宇野 明 | 05042 (木酢液) | | 福井県 |
| 33 | 青木哲介 | 05043 (木酢液) | | 福井県 |
| 34 | 内藤 緑 | 05044 (木酢液) | | 福井県 |
| 35 | 清水町製炭組合 | 05045 (木酢液) | | 福井県 |
| 36 | 上東新宮薪炭生産組合 | 05046 (蒸留竹酢液) | | 山口県 |
| 37 | ガイアシステム(株) | 05047 (竹酢液) | | 静岡県 |
| 38 | 伊藤清志 | 05048 (蒸留竹酢液) | | 山口県 |
| 39 | 下川ふるさと興業協同組合 | 05049 (木酢液) | | 北海道 |
| 40 | みなべ川森林組合 | 05050 (木酢液) | | 和歌山県 |
| 41 | (株)南栄炭化事業所 ※ | 05051 (木酢液) | | 熊本県 |
| 42 | 三協竹炭 ※ | 05052 (蒸留竹酢液) | | 山口県 |
| 43 | 市貝町木炭組合 | 05053 (木酢液) | | 栃木県 |
| 44 | 日高勝三郎商店 | 05054 (木酢液) | | 宮崎県 |
| 45 | 小坂町森林組合 | 05055 (木酢液) | | 岐阜県 |
| 46 | 炭工房かざま | 05056 (木酢液) | | 長野県 |
| 47 | 田邊ファーム 竹炭・竹酢液研究所 | 05057 (竹酢液) | 05058 (蒸留竹酢液) | 千葉県 |
| 48 | (有)志田工房 | 05059 (木酢液) | 05060 (竹酢液) | 岡山県 |
| 49 | スリーエス福井 | 05061 (竹酢液) | | 福井県 |
| 50 | (株)鈴木工業所 | 05062 (蒸留竹酢液) | | 千葉県 |
| 51 | 竹炭衛門の会 | 05063 (蒸留竹酢液) | | 山口県 |

※ 生産又は販売を中止した認証業者

第4回（H18年4月28日）認証審査委員会で認証された認証業者及び製品区分

認証業者：8名（この内1名は再度の申請者） 製品区分：11件

| No | 認証業者名 | 認証番号（ ）内は認証された製品区分 | 所在地 |
|----|---------------------|---------------------------------------|-----|
| 52 | 中島商事 ㈱ | 06001（蒸留木酢液） | 愛知県 |
| 53 | 紫波町 | 06002（蒸留木酢液） | 岩手県 |
| | 伊藤清志 No.38と同一申請者 | 06003（竹酢液） 06004（木酢液） 06005（蒸留木酢液） | 山口県 |
| 54 | とよの郷 うみともりの研究所 ※ | 06006（蒸留竹酢液） | 大分県 |
| 55 | 上野村役場 | 06007（木酢液） | 群馬県 |
| 56 | （有）今関商店 | 06008（蒸留竹酢液） | 千葉県 |
| 57 | 尾瀬須藤林産 | 06009（木酢液） 06010（蒸留木酢液） | 群馬県 |
| 58 | 杉本英夫 | 06011（木酢液） | 福井県 |

※ 生産又は販売を中止した認証業者

第5回（H18年10月6日）及び第6回（H19年2月9日）認証審査委員会で認証された認証業者及び製品区分

認証業者：9名 製品区分：11件

| No | 認証業者名 | 認証番号（ ）内は認証された製品区分 | 所在地 |
|----|----------------|-------------------------|------|
| 59 | 柿原炭生産組合 | 06012（竹酢液） | 鳥取県 |
| 60 | （有）明るい農村 | 06013（竹酢液） 06014（蒸留竹酢液） | 熊本県 |
| 61 | 新日本炭化工業（有） | 06015（木酢液） | 熊本県 |
| 62 | 田中重博 ※ | 06016（竹酢液） | 熊本県 |
| 63 | ゆたか竹炭 | 06017（竹酢液） | 熊本県 |
| 64 | 佐方木竹炭 ※ | 06018（竹酢液） 06019（木酢液） | 熊本県 |
| 65 | （有）高富物産 | 06020（木酢液） | 鹿児島県 |
| 66 | 遠目木酢液生産組合 ※ | 06021（木酢液） | 長崎県 |
| 67 | 特定非営利活動法人リアライズ | 06022（蒸留木酢液） | 福岡県 |

※ 生産又は販売を中止した認証業者

第7回 (H19年9月7日)、第8回 (H20年2月28日)、第9回 (H20年9月25日)、第10回 (H21年3月9日)、第11回 (H21年6月25日)、第12回 (H21年9月30日)、第13回 (H22年3月5日) 及び第14回 (H22年9月9日) 認証審査委員会で認証された認証業者及び製品区分

認証業者：13名 製品区分：16件

| No | 認証業者名 | 認証番号 () 内は認証された製品区分 | 所在地 |
|----|------------------|---------------------------|-----|
| 68 | はじめ農場 | 07001 (竹酢液) 07002 (蒸留竹酢液) | 群馬県 |
| 69 | (財) 名古屋市民休暇村管理公社 | 07003 (木酢液) | 長野県 |
| 70 | 大野製炭工場 | 07004 (木酢液) | 石川県 |
| 71 | 田沢木炭 | 07005 (木酢液) | 岩手県 |
| 72 | 名田庄総合木炭 | 08001 (木酢液) | 福井県 |
| 73 | 角崎 守 | 08002 (竹酢液) | 福井県 |
| 74 | ㈱ 会友 | 09001 (木酢液) | 千葉県 |
| 75 | ㈱ 佐藤興業 | 09002 (竹酢液) 09003 (蒸留竹酢液) | 宮崎県 |
| 76 | やまぐち竹炭の里環境事業協同組合 | 09004 (竹酢液) | 山口県 |
| 77 | 竹炭工房 ひなた | 10001 (竹酢液) | 岩手県 |
| 78 | ㈱ ラウムランドスケープ | 10002 (木酢液) | 北海道 |
| 79 | 竹炭工房ひっぽ | 10003 (木酢液) 10004 (竹酢液) | 富城県 |
| 80 | 炭窯げんさ | 10005 (竹酢液) | 岐阜県 |

※ 生産又は販売を中止した認証業者

次回 (第16回) の認証審査委員会開催予定年月 : 平成24年3月

申請時の提出文書 : ①申請書 ②製造工程図 ③公的機関でのpH, 比重、酸度の分析データ

公的機関での分析は約1ヶ月かかりますので、早めに分析を依頼してください。